



# 事務センターだより



.....第2号.H.30.6.4.....

文責 藤本【阿蘇中】



## 児童手当・特例給付現況届について

児童手当・特例給付の全受給者について、児童手当法第26条の規定に基づき、毎年6月中にその年の6月1日現在における現況届を認定権者へ提出するよう義務づけられています。

### 1. 支給対象

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方。

### 2. 支給額

児童の年齢	児童手当の額(一人あたり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(第三子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

### 3. 支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

### 4. 各学校の締め切り日までに、下記の書類を事務職員まで提出してください。

- ① 児童手当・特例給付現況届
- ② 職員及び児童手当の世帯全員の住民票(住民票謄本)
- ③ 市町村が発行する職員本人の所得証明書(児童手当用)
- ④ その他 (必要に応じて 配偶者の所得証明書 他)

※証明書の発行日付は6月30日以前でないと、児童手当の継続ができませんので、ご注意ください。



## 特殊業務手当の支給金額が変わりました。



4月実績分より下記のように手当額が変わりました。

### ・ 修学旅行等引率指導業務

4,250円 → 5,100円

### ・ 対外運動競技指導業務

4,250円 → 5,100円

### ・ 部活動等指導業務 3時間30分以上

2,700円 → 3,300円

### ・ 部活動等指導業務 2時間以上3時間30分未満

1,350円 → 1,650円



# 平成30年以降の配偶者控除及び 配偶者特別控除の取り扱いについて

《平成30年分 給与所得者の扶養控除等申告書》（「源泉控除対象配偶者」欄）への記載要否

		給与所得者本人の合計所得金額（見積額） （給与所得だけの場合の給与所得者本人の給与等の収入金額）				
		900万円以下 （1,120万円以下）	900万円超 950万円以下 （1,120万円超 1,170万円以下）	950万円超 1,000万円以下 （1,170万円超 1,220万円以下）	1,000万円超 （1,220万円超）	
配偶者の合計所得金額（見積額） （給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額）	38万円以下 （103万円以下）	記載要否	○	X	X	X
		（非必用欄）	（○）	（○）	（○）	（○）
		控除額 （老人控除）	38万円 （48万円）	26万円 （32万円）	13万円 （16万円）	0円 （0円）
	38万円超 85万円以下 （103万円超 150万円以下）	記載要否	○	X	X	X
		（非必用欄）	（X）	（X）	（X）	（X）
		控除額	38万円	26万円	13万円	0円
	85万円超 123万円以下 （150万円超 201万6千円未満）	記載要否	X	X	X	X
		（非必用欄）	（X）	（X）	（X）	（X）
		控除額	36万円～ 3万円	24万円～ 2万円	12万円～ 1万円	0円



## 変更点

税法上の扶養控除を受けることのできる家族の収入上限額は103万円以下でこれまでと変わりません。配偶者控除は税法上の扶養控除額に加算できる控除ですが、配偶者控除の上限額は、収入額103万円以下と同じです。しかし、給与所得者本人の収入額が900万円を超えると、控除額が38万円から段階的に減額されるようになりました。

また、税法上の扶養控除に該当しない配偶者特別控除も給与所得者本人の収入額により段階的に控除額が設定されていますが、配偶者の収入が103万円を超えても150万円までは配偶者控除と同じ控除額となります。さらに、収入額201万6千円まで段階的に控除を受けることができるようになりました。昨年までの配偶者特別控除の上限額141万円であったことに比べ、共働き世帯が優遇されています。

ただし、給与や健康保険の扶養の上限額は130万円未満ですのでご注意ください。

